

一八四六年ケルン騒擾事件

八二

若原憲和

はじめに

一八四八年革命期にプロイセン国民議会の憲法制定作業と関連して、改革以来の旧軍制をめぐる議論が激しく戦わされたことはあまり知られていない。しかしながら、同年三月一八日のパリケード戦以前にベルリンをはじめとしてプロイセン王国の各都市にすでに市民軍が誕生していたのであり、その軍制上の法的扱いを定める市民軍法案をめぐって、国民議会は六月以降、三カ月余にわたって激しい議論を交わしたのである。

政府提出の市民軍法案の審議の中で、民主派は政府案に反対する立場から三月革命を論理的出发点にして人民主権論を展開し、市民軍を軸に国民軍として従来の常備軍を再編成することで軍制の根本的改革を目指した。しかし、彼らが提起した国民軍構想は、三月革命を議会自身の出发点として認める、いわゆる「革命の承認」要求と共に多数派によって葬り去られてしまう。その結果、市民軍の指揮官選出方法に関する問題のみを除いて修正されず、正規軍、後備軍という既成の軍制に次ぐ第三の組織として市民軍を組み込む政府案が可決成立した^①。さらに革命情勢が危機を迎えていた一〇月一日、憲法制定時までの市民軍に関する暫定法が成立して、同法第二条「緊急の場合、中隊長以上の将校は自分の地区の市民軍を法秩序の維持、生命財産の保護のために動員する権限を有する」の規定により一時的な治安維持装置として位置づけられた^②。

ところで市民軍は三月革命によってはじめて誕生したわけではなかっただけでなく、その軍制上の性格をめぐる議論もまた三月革命期に初めて浮上したわけではなかった。三月前期のプロイセン各地に誕生した市民軍は、深まる社会的危機の中で財産の保全と秩序の維持に心をくだく有力市民層とゲマインデ当局の一定の合意によって自発的に結成されたものであった。とりわけ一八三〇年代以降は大衆貧困をはじめとする社会問題の昂進によって食糧蜂起、民衆暴動、ストライキなどが多発した。この時期、守備隊の駐屯や市民軍の創設許可をベルリン政府に求めるゲマインデ当局からの要望が増加した。内務大臣による市民軍創設の許可は、守備隊の駐屯しないゲマインデのみに与えられたが、その際市民軍の役割はあくまでも軍の鎮圧活動の補完に限定されていた^③。このように三月前期の社会的危機が同時に旧来の国家の暴力装置の危機でもあったことが、市民軍の誕生を促したひとつの背景となっていた。当時の弱小で劣悪な条件下にある警察組織では、民衆運動を抑制する能力に十分ではなく、郡・県・州の各行政当局や内務省官僚をはじめとしてベルリン中央政府にとっても頭痛の種となっていたからである。

しかし、急派された軍隊の鎮圧活動と市民軍の活動は、その目的を同じくするために衝突を生むこともけっして珍しくなかった。まして残虐な軍の鎮圧活動によって情況が逆にエスカレートする事態も生まれた。このようなある種の機能不全状態に陥っていた旧来の暴力装置にとっ

て、市民軍は事態の鎮静化に一定の役割を果たしていた^④。とはいえ、すでに述べたように市民軍が容疑者を逮捕・連行する権限を与えられなかったとしても、現実に鎮圧活動している市民軍を法律上放置したままで良いはずはなく、市民軍をどのように規定するべきか、という問題は、すでにゲマインデ当局や有力市民層だけでなく、ベルリン中央政府においても軽視できない政治課題と化していた。もちろん、この問題は三月革命期に国民議会という具体的な論議の舞台を与えられたのであるが、三月前期、とりわけ一八四〇年代後半に頻発する民衆運動を引き金としてすでに顕在化しつつあったことは確かである。そこで本稿では、具体的な検討対象として、三月革命前夜において市民軍問題を提起する契機となった一つの騒擾事件を取りあげてみたい。

この事件は、一八四六年八月三、四日の二日間わたってライン州の都市ケルンで起こった民衆騒擾であるが、鎮圧のために出動した軍隊の残虐行為がかえって逆効果になったことで知られており、国王ヴィルヘルム四世は、この事件の後、非武装の『市民防衛委員会』が軍の投入前に叛徒への説得活動することによって事態の鎮静化を図るように政府に求めた。しかし、事件そのものの事実関係は現在のところまだ知られておらず、この事件にどのような問題が潜んでいるのか不明である。そのため本稿ではまず事件の事実関係を追いつながら、いかにして市民軍の法的な問題が顕在化していくのか、この点に絞って検討を加えてみたい。

第一章 騒擾の概要

ケルンの騒擾事件は、事件直後に市民独自の調査委員会が数多くの証言を蒐集して編纂した『事件報告書』に詳述されているので、ここではこの報告書に基づいて事件の事実関係を辿ることにする^⑤。

最初に騒擾事件の端緒となった、聖マルティン祭について少し触れておきたい。この祭りは、聖マルティン教会の開基祭とも重なり、ケルンでは真夏の八月第一日曜日から水曜日まで四日間続けられる祝祭であった。初日は午前中厳かにパレードが開催されるものの、夕刻になると人々は蠟燭やランプを持って各教区の通りに練り出し、そぞろ歩く。教会近くのアルテンマルクト広場で祝砲が轟くと、これを合図に広場で花火や爆竹の類が鳴り響く。袋競争や木登り大会が開かれた。また八月三日は国王ヴィルヘルム三世の誕生日でもあったから、この日の騒々しさは格別なものとなり、『民衆祭』とも呼ばれていた^⑥。

しかし、この騒々しさは近年とみに並はずれており、街の治安維持を担う側から見れば、不測の事態への懸念を抱かせるに十分であった。一八五一年当時のケルンにおける警察官の対人口比は、一・二一〇とプロイセン全体の平均レベルにあったが、量的・質的にきわめて弱体であったと言われる。平均的な警察官は、三〇歳代から四〇歳代程度の退役兵が中心で、制服を身にまといサーベルと棍棒で武装していたが、出動後、現場の状況を幹部に報告する任務を与えられていた。もちろん、警察には独力で鎮圧する能力がなかったからであるが、そもそも騒擾を鎮圧する役割は守備隊や憲兵隊が果たすべきものと考えられていたからであった。一八四〇年の統計では、プロイセン全体で九八四の都市（住民数三五〇〇人以上）のうち、一四八の都市に守備隊が配備されていた。また、六二の都市に後備軍が駐屯していた。ちなみに正規軍は一二万五千人でベルリンに駐屯していた。総計して全都市人口の実に五三％が軍隊のコントロール下にあったことになる^⑦。兵士一人の対人口比は、ケルンの場合、一・二二であったので、警察官の対人口比のおよそ一〇〇倍であった。最後に憲兵について触れておくと、通例、守備隊不在の都市に二人から五人程度の憲兵が配置されており、全国では将校を除いて約

一三〇〇人程度の隊員がいた。憲兵の場合、市長の要請で出動するが、群衆への威嚇や説得がなら効果を見せない場合、さらに近隣の都市に増援を要請する。多くの場合、それと平行して守備隊の出動が図られる。このように主たる治安維持、治安回復の任務は軍隊にあり、警察や憲兵は補足的な役割を与えられていたことがわかる。

さて、事件の当日の状況に話を戻そう。市内の治安監視に当たる警察、憲兵隊の指揮官たちは、とりわけ多くの群衆が集まるアルテンマルクト広場に人員を配置した。この広場は、ケルン大聖堂のすぐ南側に位置していた。数年来、祭りの興奮が頂点に達して騒々しい広場に、サーベルを手にした警官隊やゲベル銃を持った憲兵隊が進入してくると、人々は一目散にそこから逃げ出すのが通例であったが、この年の聖マルティン祭はいつもと異なる展開を迎えることになる。

一八四六年八月二日日曜日、夕刻から人々が広場に集まりはじめると、警部ルターが若干名の巡査と憲兵を引き連れて警戒にあたったが、平穏に終わる。^⑧

八月三日月曜日の夕刻、市内中心部アルテンマルクト広場には多数の群衆が集まる。若者たちも多く、爆竹、火花がうち鳴らされた。広場を警備する警官隊に対する群衆からの投石、野次が発生。これに対して、憲兵隊が剣（サーベル）を抜いて突撃を試みるが、少数のために退く。

同、夜九時半頃、警部シュミッツとグロスの要請により、要塞の兵営から第二八歩兵中隊約五〇名からなる守備隊が出動、アルテンマルクトから群衆を追い散らす。^⑨一〇時頃群衆は周辺の路地へ逃げ込むが、守備隊兵士によって逮捕、暴行を加えられる。群衆と守備隊との間で投石と抜剣攻撃が、周辺の街頭で散発的に発生する。その後、夜半にかけて各通りの角に歩哨が立ち、一応この夜は平静を取り戻す。

八月四日火曜日、守備隊は街頭から姿を消し、アルテンマルクトは再

び祭りの舞台として賑やかさを見せるが、平静を維持していた。ところが、夕方六時から七時にかけて、守備隊が再び出動し、祭りの舞台であるアルテンマルクト広場を閉鎖する。この時点では騒ぎはまだ起きていなかったが、次いで周辺の街頭にも歩哨が立ち始めると、群衆から投石があり、昨夜と同じような事態が出現する。夜一二時頃まで、守備隊兵士と群衆との間で小競り合いが続いていたが、夜半に軍による本格的な鎮圧作戦が実施される。その際、ひとりの無実の樽職人が犠牲となり死亡する。守備隊による無差別の鎮圧作戦は、広場の北西側入り口付近でとりわけ苛酷な様相を呈し、樽職人の死亡に加えて重傷者五名を数えた。そして多くの逮捕者を出して深夜一時頃ようやく騒ぎは収まった。^⑩

八月五日水曜日、午前一時、アム・ホーフにあるホテル・ハルフに市民が集まり、ホールで軍隊の無差別的で残酷な介入に抗議する市民集会が開かれる。また、軍隊の撤収と市民軍の設立が決議され、これを受けて午後三時、州長官、守備隊司令官、市参事会・市長、警察幹部らの会議が開かれ、午前中に決議された市民軍の設立が承認される。あわせて、市内から守備隊と憲兵隊が退却し兵営に引き上げることが決まった。さらに、夕刻、市参事会では、市民軍の部隊編成が決定され、この夜から市民軍に治安維持が委ねられる。^⑪

八月六日木曜日、午前一時、市民軍として参集した市民が再びハルフ・ホテルに集まり、衝突の犠牲者となった樽職人の葬儀を執り行うとともに、事件の事実究明を行って軍隊による市民への暴行を糾弾する訴状を中央政府に提出することを決議する。この時、そのための事件調査委員会が結成される。しかし、午後になると市民の間で軍隊の再度投入がなされるらしいという噂が広まり、市民軍各中隊の指揮官たちと市長シュタインベルガーが軍司令官レントと交渉して、この夜も引き続き軍隊にかわって市内の警備任務を市民軍が担うことを取り決める。^⑫

八月八日土曜日、この日も市民軍が歩哨任務を担当する。

八月一〇日月曜日、夕刻、市民軍メンバーが先のホテルで集会を開き、市民軍の存続と事件調査委員会の活動を支持する決議を挙げる。

八月一二日水曜日、軍司令官と州長官は、連名で市民軍が法的に認められないことを告知し、その解散を命令する。これに対して、市民軍側は一週間にわたる市内の治安維持活動の実績を示して反論する。しかし、九月四日に出された勅令では、騒擾の鎮圧は軍隊がこれにあたるべきこととして、軍に代わるケルン市民軍の設立とその合法化の願いは退けられた。ケルン騒擾事件では、このように軍の一方的な介入が逆効果となり、市民の強い反発を呼んで軍の撤退と市民軍の承認を政府に要求する運動を生み出した。

第二章 騒擾の端緒

ここでは事件の概要からいくつかの論点を取り出してみる。先ず、騒擾そのものの発生から守備隊の出勤に至るまでの数時間の経緯を取りあげてみたい。

騒擾が発生した八月三日夕刻。この日の警備担当責任者は、シュミッツ警部一人であった。彼は、前日担当したルター警部とは違って、部下の警官隊を一团に整列させた上でバター売りの荷車近くに待機させた。すると、若者を中心とする周辺の群衆から注目を浴びることとなり、彼らの野次と爆竹の音に晒される。このからかいに憤ったひとりの憲兵がサーベルを抜いて威嚇しようと、刀身を半分ほど抜いた時、群衆から投石が起こった。双方の間に威嚇合戦ともいべき状況が生まれたが、圧倒的な群衆の圧力を前に警官隊は広場の背後にある市庁舎まで引き下がった。一方、広場北西方面でも別の事態が起こっていた。北側のミュー

レン通りに配置されていた憲兵隊のうち、ひとりの騎馬巡査が若者の嘲笑と爆竹に怒って群衆へ突撃したのである。追いかけられた若者たちが逃げ込んだ群衆の中に騎馬巡査が乱入し、サーベルを抜いて斬りつけた。これが引き金となって、群衆から警備の警官隊を非難する声が大きくなった。逃げ遅れた人々が犠牲者となる。「サーベルで武装した騎馬巡査は、夫と二人でこのアルテンマルクトにやって来ていた婦人に襲いかかった」^③。

夜九時半頃、広場北側で群衆を鎮圧した警官隊がシュミッツ警部のいる場所に戻る。しかし、すでにエスカレートした事態を沈静化することが困難となっており、若者たちは広場に乾いた草を集めてそれに火をつける。あるいは警官隊めがけて投石を繰り返す。こうして、挑発行為と粗暴な鎮圧活動のイタチごっことも言える状況が、結果として、広場に集まっていた群衆の警官隊に対する非難を生みだした。任務を遂行できないと判断した二人の警部が、駐屯する守備隊司令官に出勤を要請し、実際に第二八歩兵部隊約五〇名が広場に到着したのはこの頃であった。

ここで見たように、八月三日の騒擾発生の諸条件として、警察による民衆生活の監視方法を指摘できるだろう。地域民衆が教区祭、カーニバル、収穫祭などで一定の空間に集まる場合、騒ぎが常につきまとうものと警察当局に見なされていた。事件の翌年三月に出された「教区祭の運営と秩序」と題する報告によると、ある意味において些細な喧嘩や騒ぎは起こりうるものであり、教養のない階級が多く集まる居酒屋、ホール、街頭では普通のことであると許容しているが、その際、花火を打ち上げたり投げたりする行為は「際限のない甘え」でしかない、と厳しく取り締まるべきだと述べている。花火の打ち上げは、一八三六年に当局によって禁止されており、違反には最高五ターラーの罰金が科せられることになっていたが、四六年の事件を受けて、もはや新たな法令を導入しな

い限り禁止措置は役に立たないと認識していた。

一八四六年の聖マルティン祭を迎えて、警察と市参事会は互いに協力して不審者をアルテンマルクト広場に入れられないこと、そして民衆が広場周辺でたむろし、無用に歩かないように禁止する措置をとった。市内の初等学校などにも祭りの期間中生徒・児童が広場に近づかないよう指導することを指示した。しかし、このような事前の予防措置にもかかわらず、事件は起きた。八月二日の警備方法は、広場の群衆に目立たない数人単位に絞り、密集した部隊として配置することはなかった。これに対して翌日の警備方法は、まったく対照的で、聖マルティン祭への監視を密集した部隊という露骨な方法で誇示した。このことが、若者たちを挑発し、彼らの反発を引き起こしたと思われる^⑭。

さて、二日間にわたる流血の惨事を経験したケルンに八月五日、市民軍が設立され駐屯守備隊と憲兵隊に代わって市内の治安維持を委ねられたことはすでに述べたとおりである。そこで、軍による鎮圧作戦が実施された、この二日間を軍の介入時期とし、『事件報告書』に収録された多くの証言を基にして再構成してみよう。

第三章 軍の介入

二人の警部から軍の出動要請を受けた駐屯軍司令部は、先に述べた第二八歩兵部隊のほかに第一六歩兵部隊の一個中隊をアルテンマルクトへ派遣した。九時二五分過ぎに到着した部隊は、即座に憲兵と警察隊に加わり群衆の排除にとりかかった。また、広場入り口を封鎖して歩哨を立てた。広場から追い払われた群衆は、周囲の小路に逃げ込んだが、そこで歩哨に立っていた兵士たちに阻止され暴行を受ける。その範囲は大聖堂前広場まで及んだ。軍隊の介入権限について若干触れておくと、一八

一九年の勅令によって、警察は守備隊司令官に状況を報告する義務を負っていた。通常、行政当局が守備隊の出動を要請するルートは、郡長から県知事、そして州長官へ決裁が上がり、軍司令官には州長官から介入要請が出される。緊急を要する場合、郡長から直接守備隊司令官に要請が出されることもあり、さらに行政当局者が要請を躊躇して事態のエスカレートを招いた場合などは司令官独自の介入判断も許されていた。一方、ベルリンやケルンなどの要塞が置かれた都市では介入する決定権はそもそも軍司令官自身に与えられており、彼独自の判断で介入することができた。したがって、いずれの場合においても市長・市参事会が住民の立場から軍の介入を阻止する余地は実質的になかったと言える。実際に出動する兵力は、中隊規模(約八〇人から一〇〇人)で、実弾なしの銃で威嚇することが通例であった。一八三七年に火器の使用規則が定められるが、「適切な手段をとること」と記されているだけで、具体的な対応はケースバイケースであった。また、軍隊にも警察と同様の逮捕権があり、身柄を留置場へ連行することもできた。その意味で、警察と軍隊の治安維持活動における差は全くなかったと言えるだろう^⑮。

広場周辺に自宅がある市民にとつて、これ以降体験した事実はずでに鎮圧のレベルを越えたたんなる残虐行為と映った。自宅戸口に立っていた者は、武装した兵士によって殴打され、引きずり回された。また、広場ちかくにある親類の家へ向かっていた者は、ミュールン通りの角で兵士に止められ、広場まで連行された上でゲベル銃の銃床で殴られた。さらに彼はその後兵営へ連行された。事情を聞いた親類が未明によくやく彼を釈放させることができた。同じような逮捕シーンは広場のあちこちで起こった^⑯。

ビュルガー通りとタツシエンマッヘル通りの角に住むひとりの市民の証言によれば、以下のような歩哨兵士による暴行が繰り返された。

「八月三日夜一〇時頃、家族と床に就こうとしていた時、突然、恐ろしい叫び声を聞きました。急いで窓から見ると、警官、憲兵、夜警らが無防備の大人しい市民を無慈悲に斬りつけていました。妻たちは怖くて後ずさりしました。なかでもひとりの武器を持った夜警が、すでに地面に倒れている貧しい老人を警棒でひどく殴っていました。少し離れたところで騎馬憲兵が市民に向かってサーベルを振り回していました。その後も市民への攻撃が続き、アルテンマルクトはもろんのこと私の家とベツヒャー通りの間にピケが張られました。・・・部屋の中においても広場のあちこちから叫び声と、サーベルで叩く音が聞こえてきました。広場を通らなければ自宅へ戻れない善良な市民が、なんの挑発もしていないのに殴られ銃床で小突かれていますのを見ました。そしてひとりの市民がこの連中に捕まり、非人間的に扱われ、殴られていました。公衆はなんら反抗的ではありませんでした。それなのに兵士から手ひどく扱われたのです。これが私の家の前で起こった事実です。」

兵士や憲兵による過剰な暴力の行使があったことは、すでに疑う余地がないが、それが命令を逸脱した一部の兵士によるものではなく、指揮官である将校の命令によって行われたために、警察や軍そのものに対する市民の不信感を生みだした。夜一〇時半頃、フランツ・ラポー、テオドール・ヘル、ロブ・ロムベルクら六名の市民がアルテンマルクト広場入り口に来て、封鎖を解くようリーマー中隊長に抗議すると、中隊長の命令で兵士にサーベルで斬りつけられたうえに取り囲まれて広場から押し出された。「もし秩序と安寧が脅かされたとき、秩序の回復は暴力によつてのみ可能となると警察当局が考えたとしたら、それは教訓にもならない。反対に、暴力の行使は怒りと煽動しか生み出さないことを考えてみるべきだ。」

翌四日、警察幹部の要請によって駐屯守備隊全部隊の本格的出動が行

われ、歩兵六個大隊と、三〇名の竜騎兵が市内のパトロール任務に就いた。午後六時から七時にかけて、アルテンマルクトに派遣された歩兵部隊は、シュヴァルツ少佐指揮の下で広場の警備に配置され、入り口が封鎖されたためにこの場所は平穏な夜を迎えた。しかし、夜一〇時頃、広場を通って自宅へ帰るため北西側入り口にやってきた樽職人のシュタースが、兵士に捕まる。憲兵に引き渡されたシュタースは、サーベルで斬りつけられ、逃げようとした際に兵士の銃剣で胸を突かれた。負傷したシュタースは、呻きながら近くのシュヴァイネン家に逃げ込もうとするが、再び兵士に銃床で打ちのめされた。多くの隣人たちがやつのことでシュヴァイネン宅に運び込んだが、その後病院で息を引き取った。

夜七時半頃、ビュルガー通りとタツシエンマッヘル通りの角で歩哨に立っていた憲兵に向かって投石が起こる。これをきっかけにして、ゲベール銃を持った多数の兵士が、近くの家の戸口や窓を破壊し、屋内に乱入する事態となった。そして、この通りで夜一〇時以降、残虐行為が繰り返され、多くの負傷者が出た。とりわけ、竜騎兵部隊が出現してから大聖堂前広場に至るまで辺り一帯は虐待の現場と化して、偶然通りかかった市民の多くがその犠牲となった。「ひとりの老人がわたしたちの通りの四九番地の家の前で歩兵に捕まり、殴られた。彼は立ち上がってなんとか逃げようとするが、両替商のノール家の近くでまた殴られて倒れた。すると兵士らはその老人を銃床で殴打し、銃剣で刺しているのを見ました。」¹⁸同様の証言が、アルテンマルクト南側の通りで起こった悲劇についても蒐集されており、歩兵部隊とくに竜騎兵による市民虐待の事実はかなり深刻であったことが推察できる。また、無実であるにもかかわらず逮捕され、その後市庁舎に設けられた収容所に連行された人々の自身による証言が寄せられており、それによると彼らは、ここでも暴行を受けた。そして、夜が明けると恐怖が市内を支配し始めた。騒然とし

た雰囲気の中で、五日午前一時頃多数の市民がホテル・ハルフの広間に集まり、市民軍の結成が決議される。これ以降、このホテルは市民軍メンバーの拠点として重要な役割を果たすことになる。

第四章 市民軍の結成

八月五日、守備隊司令官ルント中将と州長官ラウマーの連名で次のような布告が出された。「さる両日の夜、とくに昨四日の夜、憂うるべき事態が起こった。第一のきっかけは、すでに何年となく繰り返されてきた無秩序を引き起こしている開基祭であった。軍、警察、憲兵が秩序維持の任にあたっていたが、なんの理由もなく投石された。そのため多くの兵士、憲兵、警官が傷ついた。安寧と秩序を回復するようにと何度も勧告したが無視され、むしろ兵士と役人への攻撃と野次は増えていった。それゆえ、脅かされた公共の秩序を断固として維持することが急務となった。部隊は勧告になんら従わなかった群衆を解散させる命令を受けた。」「法と市の安寧を尊重するすべての市民は、自らの家族と奉公人を秩序破壊に加担させないよう警告する。この警告が満たされなかった場合、当局は厳正に法を順守し、公共の秩序を維持するだろう。」^②「ホテルのホールに集まっていた市民の中から「安寧と秩序を維持するために市民軍を創設すべし」「軍隊と警察は市から出るべきだ」という声が上がると、市民代表が市庁舎に向かった。市長シュタインベルガーに市民軍創設を求めるためである。

市庁舎にはルント中将とラウマー長官ら軍と警察幹部もおり、彼らと市参事会メンバーが出席した会議で市民軍創設が許可された。また、逮捕者の釈放も同時に実施することが約束された。ホテル・ハルフが市民軍メンバーの拠点であったとすれば、市庁舎はケルンの行政当局と軍隊

の、いわば権力装置の寄り合い所帯であった。もちろん、軍隊の拠点は兵営であった。図式すれば、これら三者の関係は、その後それぞれが拠点とする三カ所の間のやりとりとして展開された。同日夕刻、『ケルン新聞』は次のような記事の号外を出した。「市民の提案を市当局が承認したことにより、軍は撤退し、代わって市民に治安維持が委ねられた。この譲歩は、市庁舎に多く集まった市民の手によって勝ち取られたものである。これにより、志願制の市民軍中隊が創設されることになった。さっそく市長と参事会員のリーダーシップの下で作業が開始された。」^③ただちに市当局の手によって市民軍の骨格が練られた。非武装の市民衛兵からなる六中隊とし、各自が居住する市区毎に中隊を編成することが決定された。市民衛兵であることを示す印として各自上着のボタン穴に同じリボン結びつけることとされた。また、中隊長はその中隊ごとの互選とされ、全体を統括する大隊長には市長シュタインベルガーと参事会員のヴィトゲンシュタインが就いた。概ね市民軍の警備体制は以下のように決められた。各市区に設立された市民軍中隊は、パトロール隊を編成して担当市区を警らし、一時間毎にその状況を本部が置かれる市庁舎へ報告する。本部には市長ら参事会員のほかに各中隊から連絡要員として一名ずつ派遣され、本部から中隊への指示を伝達する。^④

この日夕刻、前夜の惨劇の舞台となったアルテンマルクト広場周辺には多くの群衆が集まっていたが、誕生したばかりの市民衛兵の求めに応じて帰宅する者が多く、翌午前二時頃にはまったく人の気配がしなくなった。「静寂と安寧が全市を支配した。」

しかし、翌六日の展開はけっして市民軍にとって順調ではなかった。この日午後、軍隊が再び市内に進駐してくるらしい、兵士には弾薬が与えられた、という噂が市内に広がったのである。そこで、第一、第二中隊長のグリムベルクとラポーの二名が司令官ルント中将と交渉して武器

の使用と軍が介入をしないことを約束させなければならなかった。それにもかかわらず、夕刻になって、いくつかの市区からは武装した軍や憲兵隊のピケが広場周辺の角に姿を現したという報告がもたらされ、ホテルのホールに陣取る市民軍メンバーに緊張感が走った。さらに各現場から、「市民軍はまったく必要ない。家に帰れ。」という軍の將校による発言が伝えられると、軍隊への怒りは頂点に達した。夜八時半、市民軍グループは市庁舎へ押し掛け、市長と参事会員に軍の介入を交渉によって阻止するよう求める。軍司令官の回答次第では、衝突が起こりうることは十分予想される状況であった。

けれども、軍隊と市民軍の衝突は寸前で回避された。市庁舎において、市民軍の各中隊長とルント中将、それに市長の三者が直接交渉をおこなった。前日同様に軍は出動しないこと、また憲兵隊も静観することを約束したからであった。この夜も市民衛兵は、軍や憲兵に代わって市内のパトロールを実施することが出来た。このように一度は回避された衝突であったが、六日後の八月一二日、状況は大きく変化する。すでに事件の概要で述べたように、ルント司令官とラウマー長官の連名で出された告示によって、市民軍の設立が公式に否認されたからである。²³⁾

第五章 顛末—おわりにかえて

八月一〇日夕刻、ホテル・ハルフのホールで開かれた市民軍の集会において、祭りが終了した後でも部隊の解散をしないこと、また各中隊長は軍の残虐行為を解明する調査委員会と協力することが決議された。軍と警察にとって、ケルンの治安維持任務をにわかに誕生した市民軍へ譲り渡すことは到底できなかった。一方、市民軍メンバーにとって、聖マルティン祭という騒擾のきっかけが終了しても引き続き市民軍こそが治

安維持にあたるべきであった。今回の騒擾に対応して一時的に許可された組織としてではなく、恒常的な治安維持装置として法的に保証されるべきだ、と彼らは主張した。

街頭のパトロールを実施する際に、軍を優先するのか、それとも市民軍がそれに代わるのか。ケルンの場合、双方が一触即発の対立関係に陥る危険性さえ生まれたことに注目する必要がある。これらの問題は、一八四八年革命でベルリン市民軍が直面したのと同じ矛盾であった。

一二日の市民軍解散命令に対して、ケルン市参事会は同日会議を開き、これを受け入れながらも市民軍メンバーの要求に沿って国王にケルン市民軍の認可を求める請願書を提出することを決議した。しかし、九月四日の勅令によってこの請願は却下された。そして、翌五日付で陸軍大臣ポイエン、内務大臣ボーデルシュヴィンク、法務大臣ルツパタールの三者連名による布告が出され、九月一〇日付『ケルン新聞』に掲載された。それによると、騒擾の事実関係を当局の立場で辿りながら、暴徒から警察、軍隊に投石があり、多くの兵士と警察官が負傷したことを先ず指摘している。布告では、これに対処するため軍が武力を行使したことで、夜半には市内が平靜に戻ったと、軍の介入を正当化しつつ、一方で市民軍の結成については市民が治安の回復に協力することは許可したが、そのために市民軍組織を結成することを認めたことはなく、またこれを許可した事実もない、と強く否定した。そして、いかなる武装した市民軍創設の提案も国家への挑戦であるとして退け、国家の安寧と秩序の維持は軍と警察に委ねられるべきことを重ねて強調した。²⁴⁾

この事件の顛末から、革命期にプロイセン国民議会で議論された市民軍の基本的な問題点がすでに現れていることがわかる。すなわち、既存の暴力装置が半ば機能不全状態に陥る中で暫定的に誕生した市民軍が、はたして恒常的な組織として軍隊と代替可能な治安回復の権限を与えら

れるべきか、あるいはその補佐的で暫定的な役割に留まるべきか、ということにつきる。この問題は、結果的に後者の路線に立つ市民軍法が成立したことで終止符を打った⁵⁾。同時に、ベルリンにコンスタブラー制度が導入されたように、既存の弱体な警察機構の量的・質的な強化が一八四八年革命を契機にして図られていった。

本稿では、ケルンの騒擾事件を通して、騒擾の端緒、軍隊の介入、そして市民軍の結成がどのような具体的経緯のなかで生起しているのか辿ってみた。市民軍問題は、翌年春にベルリンで起こったジャガイモ革命の際にも浮上し、非武装の市民軍が一定の補完的役割を果たした。だが、革命期にあつて市内からの軍隊の撤退によって治安維持装置に空白が生ずると、ついに内務行政や軍制のレベルを超えて、憲法問題と深く絡む大きな政治問題と化していった。

- ① 筆者は、旧稿でこの市民軍法案をめぐる国民議会の論議を分析したが、その際、同年六月一四日から翌日にかけて、ベルリン市内中心部で発生した兵器庫襲撃事件が、市民軍法案提出にきわめて大きな政治的影響をもたらしていたことを指摘した。拙稿「一八四八年革命における市民軍—プロイセン市民軍法案の審議を中心に—」(『立命館文学』第五八八号—一九九九年二月所収)
- ② この暫定法は、わずか三カ条からなっていた。(一)市民軍法第七条の宣誓を必要としない、(二)緊急の場合、中隊長以上の将校は自分の地区の市民軍を法秩序の維持、生命財産の保護のために動員する権限を有する、(三)国家から供与された武器は市民軍法の発効するまでゲマインデの所有とされる。Verhandlungen der Versammlung zur Vereinbarung der Preussischen Staats-Verfassung, Bd. 2, S. 653.
- ③ Alf Lüdtke, Praxis und Funktion staatlicher Repression Preussen 1815-50, in: *Geschichte und Gesellschaft*, 1977, 3, S. 199-206.
- ④ Rüdiger Hachmann, *Berlin 1848. Eine Politik- und Gesellschaftsgeschichte*

der Revolution. Bonn 1997, S. 142.; Albrecht Funk, *Polizei und Polizeistaat. Die Entwicklung des staatlichen Gewaltmonopols in Preussen 1847-1914*. Frankfurt a.M/New York 1986, S. 44f.

- ⑤ Bürger Ermittlungs Commission, *Bericht über die Ereignisse zu Köln von 3. und 4. August 1848 und den folgenden Tagen*. Mannheim 1846. 事件に関する調査報告書は、⁶⁾で利用する正式版(カール・デスター編集)のほかに、⁷⁾ラボー編集版『八月三、四日のケルン事件』*Die Kölner Ereignisse von 3. und 4. August nebst ihren Folgen*, Mannheim 1846があるが、残念ながら後者は入手できなかった。調査委員会は八月二五日家宅捜索を受け、蒐集した証言文書などが押収されるなどした上、報告書そのものも発禁処分を受けた。調査委員会については、⁸⁾註¹²⁾も参照。Vgl. Dieter Dowe, *Aktion und Organisation. Arbeiterbewegung, sozialistische und kommunistische Bewegung in der preussischen Rheinprovinz 1820-1852*. Hannover 1970, S. 118f.
- ⑥ *Illustrirte Chronik 1844-1851*. Band 1. Nendeln/Liechtenstein reprint 1978, S. 27f.

- ⑦ Alf Lüdtke, The role of state violence in the period of transition to industrial capitalism: the example of Prussia from 1815 to 1848, in: *Social History*, vol 4, No 2, May 1979, pp. 199.
- ⑧ Bürger Ermittlungs Commission, *a. a. O.*, S. 3f. 以下、*Bericht*と略す。
- ⑨ *Bericht*, S. 5ff. 『事件報告書』は、この日の警備状況と衝突の様子を多くの証言を交えて詳細に記している。
- ⑩ *Bericht*, S. 15f. アルテンマルクト広場の警備を指揮したのは、副官シユパルツ少佐はブレンダモアー監察官とともに各部隊を出入り口に配置した。憲兵と警察を軍が支援する体制がとられたものと思われる。
- ⑪ *Bericht*, S. 45f.
- ⑫ *Bericht*, S. 51f. 事件調査委員会に選出された7名の中にラボー、グリムベルク、シユタインベルガーら市民軍中隊長の三名が含まれているほか、カール・デスターの名も見える。この時期、彼ら民主派メンバーは普通選挙制を要求する選挙集会をたびたび主催しており、ケルン市議会選挙で当選するなど、市政に足場を築く格好の機会となった。Dieter

- Dowe, *a. a. O.*, S.118f.
- ⑬ Bericht, S.5f. 報告書では若者集団と警官隊との間のこぜりあい周囲にいた市民を巻き込んでいく様子が描かれており、警察の「過剰防衛」ぶりを強調する。
- ⑭ なお、ケルンの事件で軍隊が実際にゲベール銃を発砲したという証言は見つからない。リュトケは射殺により一名死亡と記しているが、この犠牲者は本文中で紹介した樽職人であり、射殺ではなく銃剣で刺殺されたものである。Alf Leudtke, *Police and State in Prussia, 1815-1850*. Cambridge 1989, pp.86.
- ⑮ Lüdtke, *Praxis und Funktion.*: in G&G, S.197f.
- ⑯ Bericht, S.7-14.
- ⑰ Bericht, S.9.
- ⑱ Bericht, S.13.
- ⑲ Bericht, S.20.
- ⑳ Bericht, S.46.
- ㉑ Extrablatt der *Kölnischen Zeitung*, 8/5, 1846.
- ㉒ Bericht, S.50.
- ㉓ これには、聖マルティン祭がすでに九日(日曜日)に後祭を終えた事情も考慮しなければならないが、騒擾事件の顛末がこれ以降始まる。
- ㉔ Bericht, S.78f.
- ㉕ 今ひとつの問題点は、軍隊と市民軍をめぐる指揮命令系統の統一性をいかに確保するか、という点であった。市民軍の管轄を内務省、あるいは陸軍が握るのか、という問題も軍制と国家権力そのものの根幹にかかわる重大な懸案になった。

(天理大学文学部助教授)